札幌商工会議所と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協　定　書

（第 102005 号）

札幌商工会議所　と　札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

札幌商工会議所は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆基　本　項　目◆

1. 施設等の衛生管理
2. 商品の品質管理
3. 従業者等の衛生管理
4. 問題発生時の危機管理
5. 1～4以外の食の安全･安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和８年４月９日
（当初締結日：平成 22 年６月４日）

札幌商工会議所
会頭
安田　光春

札幌市
市　長
秋元　克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- ●日ごろから、従業員の健康管理と店内の衛生管理の向上に努めます。
- ●安心・安全な商品の提供を行うため、札幌商工会議所が認証する「北のブランド」製品の販売・PR に努めます。
- ●取扱商品の賞味期限を厳守します。
- ●問題発生時には、消費者の健康と安全を第一に考え、迅速に対応するよう努めます。
- ●札幌の顔である「時計台」に隣接することから、北海道、札幌を代表する店舗としての自覚を持ち、安心・安全を第一に、消費者の声を大切にしたサービス提供に努めます。